

公 告

公 告 13 号
令和8年7月31日

分任契約担当官
陸上自衛隊与那国駐屯地
第442会計隊長 橋野 真一

下記のとおり一般競争入札を行います。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 : 使用済自動車(装輪車両)の売払い(仕様書及び内訳書のとおり)
- (2) 引 渡 場 所 : 陸上自衛隊与那国駐屯地
- (3) 引取(引渡)期限 : 代金納付の日から5日以内(令和8年12月18日までに搬出)
- (4) 代 金 納 付 期 限 : 令和8年12月18日(金)
- (5) 履 行 期 限 : 引渡しを受けた日から3か月以内

2 競争参加資格者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。尚、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること
- (3) 令和7・8・9年度資格審査結果通知書(全省庁統一資格)で「物品の買受け」C等級以上の資格を有する者。
- (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない
- (7) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)(以下「自動車リサイクル法」という。)第42条第1項に規定する引取業者の資格、同法第53条第1項に規定するフロン類回収業者の資格、同法第60条第1項に規定する解体業者の資格及び同法第67条第1項に規定する破砕業者の資格の4資格を有し、かつ自動車リサイクル法第31条第1項に規定する全部再資源化の業務を実施する共同事業体(以下「受託共同事業体」という。)に所属する自動車リサイクル法第31条第1項に規定する解体業者又は破砕業者(以下「全部再資源化事業者」という。)であつて、自らが受託共同事業体に所属する事業者であり、受託共同事業体を構成する事業者の一覧を示した書類を提出し、契約担当官等の承認を受けた者。また、自動車リサイクル法第31条第1項に規定する全部再資源化により入札の公告日から過去3年間に100台以上の自動車を処分した実績があり、公告日から最近100台分の全部再資源化によって処分した自動車の処理台数を示す書類を提出し、官側の確認を受けた者。なお、一連の書類の提出期限は令和8年8月25日13時00分までとする。あわせて資格審査結果通知書(写)についても上記の期日までに提出すること。
- (8) 官側は、受託共同事業体を構成する事業者の中に、過去の自衛隊専用自動車等の解体・破砕及び売払い等に係る契約において、解体証明書、破砕証明書、その他の契約の履行を確認するために提出を求められた書類が履行期限を超えて未提出の状態である者(以下「未提出者」という。)がいないかを確認した上で承認する。
- (9) 官側は、受託共同事業体を構成する事業者に未提出者がいる場合は入札参加を承認しない。ただし、入札参加者が期限までに受託共同事業体を構成する事業者の一覧を再提出し、その中に未提出者がいないことを確認した場合は、契約担当官等は入札参加を承認する。

- (10) 当該自動車の輸送を除き、再委託は一切認めない。自動車の輸送を再委託する場合は、入札時までに入札及び契約心得に従い、入札及び契約心得（駐屯地用）別紙様式第16-1「再委託承認申請（届出）書」（以下「再委託承認申請書」という。）を提出し、契約担当官等の承認を受けるものとする。なお、再委託に関する書類の提出期限は令和8年8月25日13時00分までとする。再委託承認申請書には中小受託事業者の連絡先及び担当者名を記載するものとし、官側は再委託承認申請の承認に当たって、再委託承認申請書に記載された中小受託事業者に電話等により再委託の事実を確認し、確認ができなかった場合は当該再委託を承認しない。再委託に対する電話等による確認は令和8年8月27日17時00分までとする。

3 競争入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時：令和8年8月31日（月）9時00分
(2) 場 所：陸上自衛隊与那国駐屯地第442会計隊入札室

4 契約条項を示す場所

陸上自衛隊与那国駐屯地 第442会計隊事務室
西部方面会計隊ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/index.html>)

5 入札説明会

実施しない。ただし、現場確認希望者の方は、事前に14（2）の担当者に連絡をし日程を調整すること。細部は調達要領指定書を確認すること。なお、未確認にて入札書提出の場合は、現場の状況及び現物を理解したものとして取り扱う。また、現物確認等における移動費用等（旅費及び宿泊費等）に関しては全て業者側の負担によるものとする。（8月3日～8月7日までの間は現地確認対応不可）

6 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金：免除
ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する
(2) 契約保証金：免除
ただし、契約締結後、業者側の責による理由により契約の全部又は一部を解約するときは契約金の100分の10以上を違約金として徴収する

7 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

8 入札の無効

- (1) 本公告に示した入札参加に必要な資格のない者のした入札、入札条件に違反した入札、入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札は無効とする。
(2) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
(3) 入札金額が予定価格に達しない場合には、再度入札を実施する。再度入札の日時は別示する。

9 落札決定方法

総額（消費税抜き）が予定価格以上の最高入札者を落札者とする。
（ただし、同価の場合は、抽選により決定）

10 契約書の作成

- (1) 落札決定後、速やかに契約書を作成します。
(2) 適用する契約条項
「不用物品売払契約条項」
「売払い物品の解体に関する特約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」

「暴力団排除に関する特約条項」

契約書作成の際、「売払い物品の解体に関する特約条項」第1条の表中、「番号」を「車台番号」に、第3条を「第1条に掲げる売払い物品の所有権は、乙が甲に対して必要な提出書類を届け出て、甲が承認したときをもって甲から乙に移るものとする。」と読み替えて使用する。

11 違約金等

自衛隊車両を転売して一般市場に流通させた場合又は外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の10パーセントに相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。また、一般市場に流通させるに至らなかった場合でも、その未遂があった場合には、契約金額の10パーセントに相当する金額の違約金を徴収する。

12 公告掲示場所

第442会計隊（与那国）の掲示板及び西部方面会計隊ホームページ
(<http://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/index.htm>) に掲示

13 その他

- (1) 入札に関する事項について委任を受けた者は入札前に委任状を提出すること。
- (2) 入札については入札会場において、直接当隊所定の入札箱に入札することを基本とする。ただし、遠方等の理由により直接入札できない場合には、郵送による入札のみ可とする。このため電話・FAXによる入札は認めない。また、郵便により入札に参加する場合は、送付する封筒に必ず「(入札日時、入札件名) 入札書在中」と記載し、入札日前日の17時までに必着するように郵送し会計隊まで電話連絡をすること。
- (3) 契約条項及び入札等参加者心得を確認の上、暴力団排除に関する事項に誓約する旨(当社は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。)を入札書に付記し、あわせて内訳書を提供するものとする。
- (4) 当該売払車両の部品を輸出する場合は、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要となる。
- (5) 売払物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とすること。
- (6) 売払物品は現状渡しであり、契約締結後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わないこと。また、買受人は当該物品に不具合、隠れたる契約不適合等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないこと。
- (7) 売払物品の使用等に際して必要となる法令上の各種手続は、買受人の責任において行うこと。

14 問い合わせ先

- (1) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先
〒907-1801 沖縄県八重山郡与那国町字与那国3765-1
陸上自衛隊与那国駐屯地 第442会計隊
担当：山本
TEL 0980-87-3771 (内線347)
FAX 0980-87-3779 (直通)
- (2) 内訳書の内容及び現物（現場）確認に関する事項
陸上自衛隊与那国駐屯地業務隊 補給科 担当：山崎
TEL 0980-87-3771 (内線320)

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
使用済自動車（装輪車両）の売払い	G V - Z 0 0 1 0 1 4	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	令和8年3月5日
	変 更	
	作成部隊等名	補給統制本部 火器車両部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する使用済自動車の売払いについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1による。

1.2.1

使用済自動車

陸上自衛隊で不用となった車両をいう。

1.2.2

売払い自動車

不用の決定をした後、この契約の相手方に対し、当該自動車の全部を解体、プレス、せん断などをして鉄鋼の原料として解体自動車全部利用者に引渡すことを義務づけて売払いをする使用済自動車をいう。

1.2.3

自動車リサイクル券

“使用済自動車の再資源化等に関する法律”（以下、自動車リサイクル法という。）第73条に規定する再資源化預託金等の構成要素を含んだものをいう。

1.2.4

解体・破碎

自動車リサイクル法に規定される解体工程及び破碎（溶解を含む。）工程をいう。

1.2.5

全部再資源化

A S R（シュレッダーダスト）を生じさせない方法での再資源化であり、自動車メーカーなどが全部再資源化事業者（解体業者及び破碎業者）に委託し、合理的な解体などを行うことによって、解体自動車全部利用者（国内の電炉及び転炉業者）がその解体をされた自動車を鉄鋼の原料として利用可能な状態にすることをいう。この制度によって、自動車メーカーなどは、預託金から全部再資源化事業者はその費用を支払うことが可能な制度である。

1.2.6

コンソーシアム

解体業者、プレス・せん断処理業者及び鉄鋼メーカーと必要に応じてそれらを取りまとめる商社などが加わり、自動車リサイクル法第31条第1項に規定する全部再資源化の業務を実施する共同事業体であり、同項の規定に

基づき、自動車製造業者等の審査を受けた上で全部再資源化の業務の実施に係る契約を締結し、経済産業大臣及び環境大臣から認定を受けた受託共同事業者をいう。

1.2.7

解体自動車全部利用者

自動車リサイクル法第16条第4項に規定する解体自動車全部利用者をいい、コンソーシアムに所属し、売払い自動車の全部を鉄鋼の原料として利用する事業を国内において行う者をいう。

1.2.8

全部再資源化事業者

自動車リサイクル法第31条第1項に規定する解体業者又は破砕業者であり、コンソーシアムに所属し、合理的な解体等を行うことによって、解体自動車全部利用者がその解体をされた自動車を鉄鋼の原料として利用可能な状態（スクラップ）にする事業を実施する解体業者又は破砕業者をいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）

使用済自動車の再資源化等に関する法施行令（平成14年政令第389号）

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年経済産業省・環境省令第7号）

入札及び契約心得〔陸幕会第317号（27.3.5）別冊第1〕

1.3.2 関連文書

不用決定した物品（供与品を除く。）の売払いについて（通達）〔陸幕4第275号（44.10.1）〕

2 売払いに関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- a) 契約の相手方は、自動車リサイクル法第42条第1項に規定する引取業者の資格、同法第53条第1項に規定するフロン類回収業者の資格、同法第60条第1項に規定する解体業者の資格及び同法第67条第1項に規定する破砕業者の資格を有し、かつコンソーシアムに所属する全部再資源化事業者であって、入札開始前までに自らがコンソーシアムに所属する事業者であり、コンソーシアムを構成する事業者の一覧を示した書類を提出し、官側の確認を受けた者でなければならない。
- b) 契約の相手方が所属するコンソーシアムを構成する各事業者は、過去の自衛隊専用自動車などの解体・破砕及び売払いなどに係る契約において、解体証明書、破砕証明書、その他の契約の履行を確認するために提出を求められた書類が履行期限を超えて未提出の状態である者であってはならない。
- c) 契約の相手方は、自動車リサイクル法第31条第1項に規定する全部再資源化によって入札の公告日から過去3年間に100台以上の自動車を処分した実績があり、入札開始前までに公告日か

ら最近100台分の全部再資源化によって処分した自動車の処理台数を示す書類を提出し、官側の確認を受けた者でなければならない。

- d) 契約の相手方は、売払い自動車を引取った後、フロン類及び指定回収物品を回収し、売払い自動車の全部を解体、プレス・せん断などをして鉄鋼の原料として解体自動車全部利用者に引渡すに当たり、当該自動車の輸送を除き、解体自動車全部利用者に引渡すまでの一切の業務について、下請負させることなく契約相手方において実施する。
- e) 契約の相手方は、エンジン、ドア、タイヤ及びホイール並びに荷台その他の囲いをもつ積載装置及びトラッククレーンその他の特殊の用途にのみ用いられる自動車に当該自動車と一体として装備する特別な装備についても、再利用不可能なように破碎及び圧縮などの処理を行うほか、部品の如何を問わず市場に流出してはならない。電線などの銅製品を取り外し、鉄鋼の材料としてのみ利用する目的で解体自動車全部利用者に引渡す。

なお、このために必要な機材、作業員などは、契約の相手方が用意する。

- f) 契約の相手方は、売払い自動車を解体する作業において、**表1**に示す作業前、作業中及び作業後の写真を撮影するとともに、売払い自動車の引渡しから3か月以内に作業前、作業中及び作業後の写真を官側に提出する。また、プレスに投入する直前からこれが破碎及び圧縮されるところまでを途切れなく1つの動画で撮影するものとする。

なお、動画撮影開始時からプレスに投入する直前までは常にボデー（ボンネット、キャビン前面及び左右ドア）に記載された車体番号が明瞭に確認可能とし、記録したデータは、5年以上保管するとともに、必要に応じて官側の指示によって提出する。この際、提出する写真及び動画はPDFデータ、DVDなどの自衛隊の情報保全に抵触しない記憶媒体とし、官側と調整をする。

- g) 官側は、**d)～f)**の実施状況について契約満了後も含め必要に応じて立ち入り調査を実施可能とし、契約の相手方は官側から立ち入り調査の実施を通知された場合、これを受け入れなければならない。

2.2 引渡し

引渡しは、次による。

- a) 契約の相手方は、売払い自動車の引渡しの段階で、受領書を官側に提出する。
なお、売払い自動車の所有権は、**4.1**の提出書類全ての提出が完了するまで官側に留保する。
- b) 売払い自動車の引渡しの際に必要な機材、作業員などは、契約の相手方が用意する。
- c) 契約の相手方は、売払い自動車の引渡しに際し事故防止に万全を期さなければならない。
- d) 搬出・搬入は、官側が別途示す場所において行う。

2.3 自動車リサイクル券の手続き

契約の相手方は、売払い自動車に添付された自動車リサイクル券について自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車として適正な処理手続きを行う。

2.4 転売の禁止事項

契約の相手方は、売払い自動車について、**2.1**に示す作業を実施して、鉄鋼の原料として利用し、エンジン、ドア等部品の如何を問わず市場に流出させてはならない。当該部品が一般市場に流通した場合（未遂を含む。）は、契約担当官は、契約の相手方に対し損害賠償を請求する。

2.5 売払い自動車の処理要領

売払い自動車の処理要領は次による。

- a) 契約の相手方は、売払い自動車の引渡しを受けた日から3か月以内に、**2.1**に示す処理を実施する。

- b) 契約の相手方は、解体自動車全部利用者への引渡しの完了後、**表1**に示す引渡証明書の写しを提出する。
- c) 契約の相手方は、売払い自動車の個体識別・管理を確実に実施し、解体自動車全部利用者に引渡した内容及びスクラップの量を**表1**に示す解体自動車全部利用者に引渡した荷姿詳細情報及び検収書の写しの提出をもって報告する。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、**表1**による。

4.2 官側の支援

契約の相手方は、売払い自動車の処理の作業において、官側の支援を必要とする場合は、事前に協議のうえ、次の事項について支援を受けることが可能である。

- a) 自衛隊などの敷地への立ち入りに関する事項
- b) 売払いのため、最低限の図面の貸出し又は閲覧に関する事項

4.3 安全管理

売払いの作業は、安全管理に万全を期する。

4.4 売払いに関する保全

売払いに関する保全は、次による。

- a) 契約の相手方は、**4.2 b)**で貸出し又は閲覧した図面について、提出書類とする場合を除き、複製してはならない。また、売払い後確実に監督官へ返却しなければならない。
- b) 契約の相手方は、売払いの履行に当たり直接又は間接にかかわらず知り得た事項を漏えい、別途利用及びその他への公表をしてはならない。また、この契約終了後も同様とする。

4.5 その他

その他は、次による。

- a) 契約の相手方は、官側の施設及び機材、物品などに損傷を与えた場合は、速やかに契約担当官等と協議する。
- b) 契約の相手方は、履行期間の延長を必要とする場合は、契約担当官等と協議する。
- c) コンソーシアム内で生じた問題、紛争などについては、契約の相手方の責任及び負担で解決する。

4.6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、**GLT-CG-Z000001**の8.3による。

表1－提出書類

番号	品名	数量	提出先	提出時期	摘要
1	引取業者として登録を示す書類	1	a)	入札開始前までに	自動車リサイクル法第42条第1項の登録を受けていることを示す書類
2	自動車リサイクル法第31条第1項に規定する全部再資源化によって入札の公告日から過去3年間に処分した自動車の処理台数を示す書類				検収伝票及び当該検収伝票に対応する自動車リサイクルシステムから出力される荷姿詳細情報
3	コンソーシアムを構成する事業者の一覧				経済産業省のホームページ上で公開されている事業者リスト
4	誓約書			契約締結後速やかに	図1による。
5	受領書			売払い自動車の引渡し時	GLT-CG-Z000001の図8による。
6	細部実施要領書			契約締結後速やかに	図2による。
7	作業前、作業中、作業後の写真			売払い自動車の引渡しから3か月以内	図3によるほか、自動車引受け時、重機などでの解体中及びスクラップ後の写真の3点とする。また、作業前及び作業中の写真には車台のボデー（ボンネット、キャビン前面及び左右ドア）に記載されている車台番号が視認可能な形で撮影する。
8	引渡証明書の写し				売払い自動車の引渡しから解体自動車全部利用者への引渡しの完了までの物流において、この契約の履行に携わった全ての事業者間での引渡しを証する書面の写し
9	解体自動車全部利用者に引渡した荷姿詳細情報				自動車リサイクルシステムから出力される荷姿詳細情報
10	検収書の写し				解体自動車全部利用者によって発行されたスクラップの質量を示す証書
注 ^{a)} 提出先は、調達要領指定書によって指定する。					

誓約書

当社は、本仕様書で定められている提出書類を期日までに提出し、官からの立ち入り調査の要請があった場合は受け入れます。また、受領した売払い自動車を解体した際に生じた部品は再利用できないように破碎及び圧縮などの処理をし、部品の如何を問わず市場に流出させず、電線などの銅製品を取り外した上で、鉄鋼の原料としてのみ利用いたします。なお、本仕様書の内容に違反した場合は当該対処等に要した官側費用の全額を賠償する他、指名停止処分及び入札参加資格停止処分が行われても異議ありません。

年 月 日
株式会社
代表者名 (自 署)

図1－誓約書の様式

細 部 実 施 要 領 書

分任契約担当官

陸上自衛隊〇〇駐屯地

〇〇 〇〇 殿

住 所

会社名

代表者名

件名：使用済自動車（装輪車両）の売払い

搬出場所：〇〇駐屯地

1 解体作業場所

2 引取り日（搬出日）

3 解体受け車種、車台番号及び両数

4 解体作業内容

5 破碎作業内容

図2－細部実施要領書の様式

1 作業前（自動車引き受け時）

車体に記載されている車台番号が視認可能な状態



2 作業中（重機などでの解体中）

車体に記載されている車台番号が視認可能な状態



3 作業後（スクラップ後）



図3ー作業前，作業中及び作業後の提出写真（一例）

調達要領指定書	発 簡 番 号	売払要求番号 第1号
	調 達 要 求 番 号	
	調 達 要 求 年 月 日	令和8年 7月 1日
	作 成 部 課	与那国駐屯地業務隊 補給科
	作 成 年 月 日	令和8年 7月 1日
品 名	使用済自動車（装輪車両）の売払い	
仕 様 書 番 号	GV-Z001014	

1 総則

与那国駐屯地における使用済み使用済自動車（装輪車両）の売払いにおける要領について指定する。

1.1 売払い車両

品名	車台番号	単位	数量	備考
11/2tトラック	XCD30-0001257 XCD30-0004208	台	2	
1/2tトラック	V16-7400633 V16-7200391 V16-7400293		3	
31/2tトラック	SKW476-7002072 SKW476-7001998 SKW476-7002052		3	

1.2 現地（物）確認

現地（物）確認は、公告掲載期間の平日0830から1645までの間とし、契約相手方が現地（物）確認をしようとする2日前までに官側に対し通知する。この通知により協議し、その期日を決定するものとする。

2 提出書類

2.1 陸上自衛隊仕様書に示す書類及び使用済自動車引取証明書（様式は、図による。）を提出する。

2.2 提出書類は、与那国駐屯地業務隊補給科補給班とする。

図一使用済自動車引取証明書

1	使 用 部 隊 名	
2	リサイクル券番号	
3	車 台 番 号	
4	車 名 （車両番号）	
5	預 託 金 額 （ 円 ）	
6	引取業者	登録番号
		氏 名
		事業所名称
		所 在 地
		電話番号
7	引 取 年 月 日	

印

内訳書

1 車両内訳

連 番	型 式	車体番号	リサイクル券	備 考
1	1 1/2 t トラック	X C D 3 0 - 0 0 0 1 2 5 7	0404-0058- 4210	07-6608
2	1 1/2 t トラック	X C D 3 0 - 0 0 0 4 2 0 8	0404-0058- 4272	07-9147
3	1/2 t トラック	V 1 6 - 7 4 0 0 6 3 3	1104-0041- 6799	03-6391
4	1/2 t トラック	V 1 6 - 7 2 0 0 3 9 1	1104-0041- 6775	03-5255
5	1/2 t トラック	V 1 6 - 7 4 0 0 2 9 3	1104-0041- 8555	03-6052
6	3 1/2 t トラック	S K W 4 7 6 - 7 0 0 2 0 7 2	0104-0020- 2276	34-1098
7	3 1/2 t トラック	S K W 4 7 6 - 7 0 0 1 9 9 8	0104-0020- 4706	34-1040
8	3 1/2 t トラック	S K W 4 7 6 - 7 0 0 2 0 5 2	0104-0020- 4737	34-1081

2 鉄屑内訳

連 番	品 名	規 格	単 位	重 量
1	鉄屑	鋳物	k g	3,965.8
2	鉄屑	H 2	k g	8,534.1
3	鉄屑	H 3	k g	11,378.7
4	鉄屑	H 4	k g	1,462.4
5	銅屑	並	k g	60.2
6	銅屑	下	k g	51.7
7	真鍮		k g	7.2
8	アルミ		k g	823.0
9	鉛		k g	264.0
1 0	ガラス		k g	524.6
1 1	ゴム		k g	1,919.3
1 2	未価値品		k g	3,185.6
	合 計			32,176.6

